

平成 18 年 10 月 31 日

各 位

東京都中央区新川一丁 17 番 24 号  
サムシングホールディングス株式会社  
代表取締役社長 前 俊守  
(コード番号 : 1408)

問合せ先 :

取締役管理本部長経営企画部長 笠原 篤  
(電話番号 : 03 5566 5555)  
(<http://www.sthd.co.jp/>)

### 第 7 回定時株主総会における定款一部変更議案に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、当社の定款を一部変更する件につき、下記の通り平成 18 年 11 月 28 日開催予定の当社第 7 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、ここにお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

現行定款の一部を次の変更案(変更部分は下線で示す。)のとおり改めたいと存じます。

- (1) 将来における事業規模の拡大などに備え、現行定款第 5 条(会社が発行する株式の総数)の名称を(発行可能株式総数)に変更し、これに定める当会社の発行可能株式総数を 8,000 株から 30,000 株に増加させるものであります。
- (2) 当社は平成 18 年 6 月 29 日をもって、大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」へ上場いたしました。  
これに伴い、当社の発行する株券は「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第 30 号)に基づいて、株券等の保管振替制度の取扱い対象銘柄となり、その制度に加入いたしましたので、現行定款第 6 条(自己株式の買い受け)、第 7 条(名義書換代理人)、第 9 条(基準日)について所要の変更を行うものであります。
- (3) 第 4 号議案「監査役 2 名選任の件」の承認を得られた場合において、その承認により会社法上の監査役設置会社で定める監査役の員数 3 名以上に達するため、取締役の職務執行の監督をより効率的に行うために監査役会を新たに設置し、これに伴い、第 5 章「監査役」に「監査役会」を加え、変更案第 30 条(監査役および監査役会の設置)、第 34 条(常勤の監査役)、第 35 条(監査役会の招集通知)、第 36 条(監査役会の決議の方法)、第 37 条(監査役会の議事録)、第 38 条(監査役会規程)を新設するものであります。
- (4) 社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、変更案第 40 条(監査役の責任免除)第 2 項に社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定

を新設するものであります。

- (5) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主の皆様になし提供できるようにするため、変更案第 13 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

株主総会に出席して議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするとともに株主の皆様への周知を図るため、変更案第 14 条(議決権の代理行使)につき変更を行うものであります。

取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会における決議事項について、取締役会を開催せずに決議があったものとみなすことを可能とするため、変更案第 25 条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。

第 6 章に「会計監査人」の章を新設し、変更案第 41 条(会計監査人の設置)、第 42 条(会計監査人の選任)、第 43 条(会計監査人の任期)、第 44 条(会計監査人の報酬等)を規定し、また、会計監査人がその期待される役割を十分に発揮できるように第 45 条(会計監査人の責任免除)を新設するものであります。

その他全般にわたり、会社法の規定に対応するため、構成の整理、条文の加除に伴う条数の変更、必要な文言の追加、変更、削除等所要の変更を行うものであります。

なお、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)に定める経過措置の規定により、平成 18 年 5 月 1 日付で、当社定款には、以下の定めがあるものとみなされております。

- ・当社は、取締役会、監査役を置く旨の定め。
- ・当社は、株券を発行する旨の定め。
- ・当社は、株主名簿管理人を置く旨の定め。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

( 下線部分は変更箇所 )

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>( 商号 ) 第1条 当社は、サムシングホールディングス株式会社と称し、英文では <u>Something Holdings.Co.,Ltd.</u> と表示する。</p> <p>( 目的 ) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. セメント、鉄骨その他土木建築用資材の製造、販売、販売代理<u>及び</u>輸出入</li> <li>2. 土木建築用機械、工作用機械の製造、販売、販売代理、輸出入<u>並びに</u>メンテナンス<u>及び</u>リース業</li> <li>3. 土木建築工事の設計、施工<u>及び</u>請負</li> <li>4. 古物の売買業</li> <li>5. 損害保険代理店業</li> <li>6. ベンチャー企業に対する投資・融資・保証・投融資の引受・仲介・斡旋<u>及び</u>経営の指導</li> <li>7. 不動産売買・賃貸・仲介に関する業務<u>及び</u>コンサルティング業務</li> <li>8. インターネット<u>及び</u>コンピュータによる情報処理サービス業務<u>及び</u>情報提供サービス業務</li> <li>9. 経営管理・事務・財務・会計・営業・事業開発の業務請負、指導、講習<u>及び</u>コンサルタント</li> <li>10. 株式保有による前各号事業活動の支配管理</li> <li>11. 前各号に付帯する一切の業務</li> </ol> <p>( 本店の所在地 ) 第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。</p> <p>( 公告の方法 ) 第4条 当社の公告は、<u>電子公告によりこれを行う。</u></p> <p>— <u>やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式<u>及び</u>端株</p> <p>( 会社が発行する株式の総数 ) 第5条 当社が発行する株式の総数は、<u>8,000株とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>( 商号 ) 第1条 当社は、サムシングホールディングス株式会社と称し、英文では <u>Something Holdings Co.,Ltd.</u> と表示する。</p> <p>( 目的 ) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. セメント、鉄骨その他土木建築用資材の製造、販売、販売代理<u>および</u>輸出入</li> <li>2. 土木建築用機械、工作用機械の製造、販売、販売代理、輸出入<u>ならびに</u>メンテナンス<u>および</u>リース業</li> <li>3. 土木建築工事の設計、施工<u>および</u>請負</li> <li>4. 古物の売買業</li> <li>5. 損害保険代理店業</li> <li>6. ベンチャー企業に対する投資・融資・保証・投融資の引受・仲介・斡旋<u>および</u>経営の指導</li> <li>7. 不動産売買・賃貸・仲介に関する業務<u>および</u>コンサルティング業務</li> <li>8. インターネット<u>および</u>コンピュータによる情報処理サービス業務<u>および</u>情報提供サービス業務</li> <li>9. 経営管理・事務・財務・会計・営業・事業開発の業務請負、指導、講習<u>および</u>コンサルタント</li> <li>10. 株式保有による前各号事業活動の支配管理</li> <li>11. 前各号に付帯する一切の業務</li> </ol> <p>( 本店の所在地 ) 第3条 ( 現行どおり )</p> <p>( 公告方法 ) 第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。<u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>( 発行可能株式総数 ) 第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>30,000株とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己株式の買い受け)  第6条 当社は、取締役会の決議により、<u>自己の株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(名義書換代理人)  第7条 当社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。  — 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、公告する。  — 当社の株主名簿及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿・株券喪失登録簿への記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)  第8条 当社が発行する株券の種類並びに株式の名義書換、端株原簿・株券喪失登録簿への記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)  第9条 当社は、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>— 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主をもって、その権利を行使すべき株主又は登録質権者及び端株主とすることができる。</p>	<p>(自己の株式の取得)  第6条 当社は、取締役会の決議によつて市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>(株券の発行)  第7条 当社は株式に係る株券を発行する。</p> <p>(株主名簿管理人)  第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)  第9条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)  第10条 当社は、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第10条 定時株主総会は毎営業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合にこれを招集する。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</p> <p>— 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第12条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>— 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>— 商法第343条の定めによる決議及び商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 定時株主総会は毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録)  第14条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の員数)  第15条 当社の取締役は、5名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)  第16条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>— 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>— 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)  第17条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>— 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)  第18条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を定める。</p> <p>— 代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。</p> <p>— 取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選任し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)  第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>— 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。</p>	<p>(議事録)  第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会  (取締役会の設置)  第17条 当社は取締役会を置く。</p> <p>(取締役の員数)  第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任)  第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)  第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)  第21条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)  第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知) 第20条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の方法) 第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>(取締役会の決議の方法) 第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第25条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p>
<p>(取締役会の議事録) 第22条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(取締役会規程) 第23条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>(取締役会規程) 第27条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>
<p>(取締役の報酬及び退職慰労金) 第24条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(取締役の責任免除) 第25条 当社は取締役の商法第266条第1項第5号の行為に関する責任につき、その取締役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議により、法令の定める限度内でこれを免除することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第29条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>
<p>— 当社は社外取締役との間で、商法第266条第1項第5号の行為により会社に損害を加えた場合において、職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がないときは、金500万円以上であらかじめ定める額と法令の定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する旨の契約を締結することができる。</p>	<p>2 当社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定められた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(監査役の員数) 第26条 当社の監査役は、<u>3</u>名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第27条 監査役は、株主総会において選任する。 — 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第28条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> — 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(監査役の報酬及び退職慰労金) 第29条 監査役の報酬及び退職慰労金は、<u>株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置)</p> <p>第30条 <u>当社は監査役および監査役会を置く。</u></p> <p>(監査役の員数) 第31条 当社の監査役は、<u>4</u>名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第32条 監査役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u> 2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第33条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第34条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第35条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議の方法) 第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録) 第37条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(監査役会規程) 第38条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(監査役の報酬等) 第39条 監査役の報酬等は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)  <u>第30条 当社は監査役の責任につき、その監査役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議により、法令の定める限度内でこれを免除することができる。</u></p>	<p>(監査役の責任免除)  <u>第40条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>2 当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の設置)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第41条 当社は会計監査人を置く。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の選任)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の任期)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の責任免除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第45条 当社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の責任免除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第45条 当社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の責任免除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第45条 当社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の責任免除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第45条 当社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の責任免除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第45条 当社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(利益配当金)</p> <p>第32条 当社の利益配当金は、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、これを支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第33条 当社は、取締役会の決議により、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配(以下「中間配当」という)を行うことができる。</p> <p>(利益配当金の除斥期間)</p> <p>第34条 利益配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。 未払の利益配当金には利息をつけない。</p>	<p>(期末配当金)</p> <p>第47条 当社は、株主総会の決議によつて、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第48条 当社は、取締役会の決議によつて、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第49条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。 2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>

以 上